

①補助金受け取りの流れ(雨水貯留槽)

1.市販の雨水貯留槽を選択する。(設置はまだしないでください。)

既存浄化槽を貯留槽に転用する場合は、①-2をご覧ください)



2. 補助金交付申請書を提出する。

【提出書類】

- ①設置場所の住宅地図(難しい場合はこちらで作成します)
- ②建物平面図(設置位置のわかる、簡単なもので結構です)
- ③貯留槽の構造図(縦・横の寸法、容量(ℓ)等が記載されているもの)
- ④見積書(工事店または販売店の押印があるものの写し)
- ⑤着工前写真
- ⑥納税証明書(市税の滞納が無いことを証明できるもの)
- ⑦同意書(所有者と使用者が異なる場合。)



3. 補助金交付決定通知書を受け取る。(市より申請者様へ郵送致します。)



4. 雨水貯留槽を購入、設置する。(着工前と完成後の写真撮影が必要です。)



5. 補助事業実績報告書を提出する。

【提出書類】

- ①領収書(販売店または工事店の押印があるものの写し)
- ②写真(着工前及び完成後)
- ③協定書を2部提出
- ③請求書



6. 交付確定の通知(市よりお客様へ郵送します)

- ①補助金確定通知書を受け取る。
- ②補助金及び協定書(押印済み、1部)を受け取る。



7.助成金交付

※また、再利用する雨水をお子様が誤飲しないようご注意ください。

①-2補助金受け取りの流れ(雨水貯留槽)※浄化槽転用の場合

1.小松市指定工事店に相談する。(工事はまだ行わないでください。)



2. 補助金交付申請書を提出する。

【提出書類】①設置場所の住宅地図

②建物平面図

(既存浄化槽の位置や雨水流入管及びポンプから水栓までの配管状況)

③既存浄化槽の構造図(縦・横の寸法、容量(ℓ)等が記載されているもの)

④見積書(施工する小松市指定工事店の押印があるものの写し)

⑤着工前の写真

⑥納税証明書(市税の滞納が無いことを証明できるもの)

⑦同意書(所有者と使用者が異なる場合。)



3. 補助金交付決定通知書を受け取る。(市より申請者様へ郵送致します。)



4. 浄化槽転用の雨水貯留槽設置工事を実施する。

(工事中・完成後(貯留槽内部)の写真)

※(雨水流入管及びポンプから水栓までの配管状況の工事中写真が必要です。)



5. 補助事業実績報告書を提出する。

【提出書類】

①領収書(小松市指定工事店の押印があるものの写し)

②写真(上記4を参照)

③協定書(※2部)を提出する。

④請求書



6. 交付確定の通知(市よりお客様へ郵送します)

①補助金確定通知書を受け取る。

②補助金及び協定書(押印済み、1部)を受け取る。



7.助成金交付

※また、再利用する雨水をお子様が誤飲しないようにご注意ください。

②補助金受け取りの流れ(雨水浸透ます)

1.小松市指定工事店に相談し、雨水浸透ますを選択する。

(設置はまだしないでください。)



2. 補助金交付申請書を提出する。

【提出書類】①設置場所の住宅地図

- ②建物平面図
- ③ますの構造図(寸法、容量が記載されているもの)
- ④見積書(小松市指定工事店の押印があるものの写し)
- ⑤着工前の写真
- ⑥納税証明書(市税の滞納が無いことを証明できるもの)
- ⑦同意書(所有者と使用者が異なる場合。)



3. 補助金交付決定通知書を受け取る。(申請者の方には郵送致します。

工事店の方には電話等で連絡します。)



4. 雨水浸透ますを設置する。(着工前と施工中、完成後の写真撮影が必要です。)

※(着工前と施工中の写真は、工事完了後には撮影不可能です。ご注意ください。)



5. 補助事業実績報告書を提出する。

【添付書類】

- ①領収書(小松市指定工事店の押印があるものの写し)
- ②写真一式(別紙参照)
- ③協定書(※2部)を提出する。
- ④請求書



6. 交付確定の通知(市よりお客様へ郵送します)

- ①補助金確定通知書を受け取る。
- ②補助金及び協定書(押印済み、1部)を受け取る。



7.助成金交付

※また、再利用する雨水をお子様が誤飲しないようにご注意ください。